

5次公募

令和4年度 補正予算

事業承継・ 引継ぎ補助金

経営革新事業

公募要領公開

2023年3月14日（火）

交付申請受付期間

2023年3月20日（月）

～

2023年5月12日（金）
17:00（予定）

Webサイト



<https://ish.go.jp/r4h/>



経営革新事業

制度上のポイント

1 一定の賃上げを実施した場合における補助上限額が800万円に引き上げられました

本補助事業における補助上限額は原則600万円ですが、一定の賃上げを実施した場合、補助上限額が800万円に引き上げられます。なお、補助額の内、600万円までの部分は補助率は3分の2、600万円を超え800万円以下の部分の補助率は1/2以内となります。

2 一定条件を満たした場合、補助率が引き上げられます

①小規模企業者、②営業利益率が低下、③営業利益または経常利益が赤字、④中小企業活性化協議会等からの支援を受けている、のいずれかに該当する場合、補助率は2/3以内に引き上げられます。

3 同一法人内の代表者交代の場合は、未来の承継も補助対象となりました

事業承継前の取組を補助金の対象とすることで、後継者の早期成長を後押しし、事業承継の早期化・円滑化につながるものと考えられることから、一部要件の緩和を行いました。「未来の承継」として、後継者候補を主体に事業承継前における経営革新的な取組にかかる費用を支援します。

4 審査の加点項目が追加されました

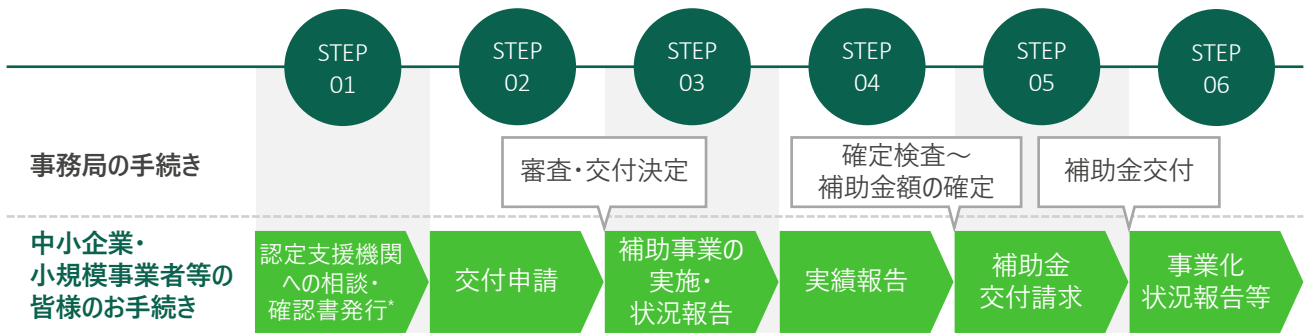
いずれも交付申請時点で、「健康経営優良法人であること」「サイバーセキュリティお助け隊サービスを利用する中小企業等であること」「(連携)事業継続力強化計画の認定を受けていること」「申請者の代表者がアトツギ甲子園のファイナリストであること」などが加点自由として追加されました。

未来の承継とは？

+α

同一法人内の代表者交代による事業承継であること、将来経営者となることが十分見込まれる後継者が選定できていること、後継者候補が該当法人に在籍していること、補助事業期間が終了する事業年度から5年後の事業年度までに事業承継を完了する予定である等の要件を満たす場合、事業承継対象期間以降の事業承継においても、本補助事業の対象となります。

補助金交付までの流れ



*認定支援機関＝認定経営革新等支援機関

5次公募 申請スケジュール



*上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

各支援類型の概要

創業支援型（Ⅰ型）

創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者を支援する類型

対象

- 事業承継対象期間内*に法人の設立又は個人事業主としての開業を行う場合
 - 創業にあたって、廃業を予定している者等から、有機的・一体的な経営資源を引き継ぐ場合
- *2017年4月1日から2024年1月22日

経営者交代型（Ⅱ型）

親族内承継や従業員承継等の事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者を支援する類型

対象

- 個人事業主への事業譲渡
- 同一法人内での代表者交代

M & A 型（Ⅲ型）

事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、経営革新等に取り組む者を支援する類型

対象

- 株式譲渡や事業譲渡、吸収分割等によりM&Aを実施する場合*
- *親族内承継は対象外

補助対象経費

店舗等借入費

設備費

謝金

外注費

廃業費

産業財産権等関連経費

原材料費

旅費

委託費

廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用

マーケティング調査費

会場借料費

広報費

廃業費

補助率・補助上限額

条件	賃上げ	補助上限額	補助額	補助率
①小規模企業者 ②営業利益率低下 ③赤字 ④再生事業者等のいずれかに該当	実施	800万円	600万円超～ 800万円相当部分	1/2以内
	実施せず	600万円	～600万円相当部分	2/3以内
上記①～④ 該当なし	実施	800万円	-	1/2以内
	実施せず	600万円		

※詳細は公募要領をご確認ください。

Point1 営業利益率低下の要件

以下のいずれかの要件を満たす場合、補助率は3分の2となります。

1. 直近の事業年度と2期前の事業年度における営業利益率を比較した場合に低下していること
2. 直近の事業年度及び交付申請時点で進行中の事業年度のうち、それぞれ任意の連続する3か月（当該期間の前年度同時期）の平均における営業利益率を比較した場合に低下していること

Point2 賃上げの要件

以下のいずれかの要件を満たす場合、補助上限額は800万円となります。

1. 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円以上の賃上げ
2. 上記を既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金 + 30円以上の賃上げ

交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する
(1~2週間程度)

本事業のWebサイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロード

認定経営革新等支援機関から本補助金に係る確認書を取得する

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム（jGrants）に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム（jGrants）に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

<https://jsh.go.jp/r4h/>



事業承継・引継ぎ補助金（経営革新事業）に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新事業）』

TEL：050-3615-9053

※電話受付時間 [10:00~12:00、13:00~17:00（土・日・祝日を除く）]

※電話番号は、2023年6月以降に新番号へと変更予定です。2023年6月以降お電話の際には、Webサイト等から番号をご確認ください。